

建築設備

浄化槽施工
建築基準法第31条・施行令第28条

FRP製浄化槽の適正な施工の確保について

平成22年秋期部会

FRP製浄化槽の適正な施工の確保については次のとおり取り扱う。

- 1 FRP製浄化槽を設置する場合は、下部地盤と一体となった鉄筋入りの水平な現場打ちコンクリート基礎を設置すること。
 - ① 碎石地業、転圧を行うこと。
 - ② 型枠・鉄筋工事を行うこと。
 - ③ 現場打ち鉄筋コンクリート基礎を設置すること。(既成コンクリート盤使用は原則認めない。)
 - ④ 基礎の水平確認、浄化槽据付後の水平確認を行うこと。
 - ⑤ 浄化槽据付後、水張り試験を行うこと。
 - ⑥ 埋戻し土は良好なものとすること。
- 2 着工前の写真及び上記①から⑥に関する写真を整備しておくこと。
- 3 工事監理者は、立会若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用して工事監理を行うこと。

<参考>

平成23年3月29日住安第476号
浄化槽の適正な施工の確保について(通知)
静岡県くらし・環境部建築住宅局 建築安全推進課築確認検査室長